

37. 国庫補助等採択基準及び補助・交付率

(1) 上水道事業及び水道用水供給事業に係る国庫補助(水道水源開発等施設整備費補助)

《平成31年2月7日適用》

区分、[主な対象施設]		国庫補助採択基準(交付要綱等の抜粋)	補助率	
全般		地方公共団体(一部事務組合を含む)が行う事業で補助対象費用100,000千円以上ただし、市町村実施事業及び水道水源自動監視施設整備費は10,000千円以上		
水道水源開発施設整備費	水道水源開発施設整備費 [ダム及び堰等]	次のいずれかに該当する事業 1 水道事業 (1) 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m ³ 以上 (2) H21以前に採択 …省略 2 水道用水供給事業 (1) 資本単価が70(H21以前に採択:50)円/m ³ 以上 (2) H21以前に採択 …省略 3 海水淡水化施設の整備事業 …省略	1/3 1/2 1/3 1/2 1/2	
	遠距離導水等施設整備費 [取水及び導水に必要な施設]	次のいずれにも該当する事業 1 水路の延長が7km以上のもの 2 水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体のもの	1/3 又は 1/2	
水道施設機能維持整備費 [非常用発電設備、土砂災害対策及び浸水災害対策に必要な施設]		次のいずれにも該当する事業 1 資本単価が、水道事業は90円/m ³ 以上、水道用水供給事業は70円/m ³ 以上 2 次のいずれかに該当するもの (1) 基幹となる浄水施設(日量5,000m ³ 以下を除く)が、自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用の自家発電設備が未整備 (2) 基幹となる浄水施設が、土砂災害警戒区域内に位置 (3) 基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内に位置	1/4 1/3 1/3	
		高度浄水施設等整備費 [高度浄水施設(生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、膜ろ過施設及び紫外線処理施設等)、水道原水水質改善施設(水道原水バイパス管等)及び代替水源施設(取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設)]	次のいずれにも該当する事業 (生物、オゾン及び活性炭(粉末除く)処理施設については厚生労働大臣が認めた基準事業費による上限あり) 1 高度浄水施設等の整備が特に必要と認められる事業(基準超過、指標菌検出等) 2 次のいずれかに該当するもの (1) 病原性原虫の汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業 a 既設の浄水施設が塩素消毒のみ b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備で、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設 (2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業 a 給水人口5万人未満 b 施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するもの (3) 代替水源施設の整備については、ろ過施設の整備と比較して安価であるもの 3 (1) 水道事業は、資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m ³ 以上 (2) 水道用水供給事業は、資本単価が70(H21以前に採択:50)円/m ³ 以上 上記1、2の基準を満たす病原性原虫汚染対策であって、3の基準に満たない事業	1/4 (H27以前の採択事業及び財政再建団体が行う事業は1/4)
				1/4